

監査公表第4号

令和2年3月18日

周南市監査委員 中村 研二

周南市監査委員 青木 義雄

### 財政援助団体等監査の結果について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定による財政援助団体等監査（公益財団法人周南市文化振興財団）を実施し、同条第9項の規定により監査の結果に関する報告を次のとおり決定したので、公表します。

（当該監査の結果は、令和2年3月10日に決定、同日議長及び市長に提出し、令和2年3月18日に議会報告されています。）

## 公益財団法人周南市文化振興財団に対する監査の結果

### 1 監査の概要

#### (1) 監査の種類

財政援助団体等監査（出資団体監査及び公の施設の指定管理者監査）

#### (2) 監査の対象

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき、周南市（以下「本市」という。）が財政援助等している団体のうちから、公益財団法人周南市文化振興財団（以下「文化振興財団」という。）を選定し、関係する本市主管課である地域振興部文化スポーツ課も監査対象とし、次のとおり監査を行った。

##### ア 文化振興財団関係

###### (ア) 監査対象事務

出納その他の事務及び公の施設の指定管理に係る事務（周南市文化会館、周南市美術博物館及び周南市郷土美術資料館）

###### (イ) 監査対象事業年度

平成30事業年度（平成30年4月1日から平成31年3月31日まで）

###### (ウ) 監査の実施方法

監査に当たっては、対象事業年度の事業計画、事業報告、関係諸帳簿、証憑書類等の提出を求め、照合による計数の符合確認等のほか、抽出による検査又は精査を行うとともに、関係職員から説明を聴取するなどの方法により実施した。

##### イ 本市主管課関係

文化振興財団に関する出資に係る財産台帳の管理状況及び当該財団に対する平成30年度指定管理料の予算執行、指定関連手続等を対象とした。

#### (3) 監査の実施期間

令和元年12月2日から令和2年3月10日まで

### 2 文化振興財団の概要

#### (1) 設立年月日

昭和56年10月22日

(2) 設立目的（定款第3条）

この法人は、市民生活の中に芽生える幅広い文化芸術活動を振興、助長し、個性豊かな地域文化の展開を図るための事業を行い、「うるおい」と「やすらぎ」にみちた市民生活と文化の香り高いまちづくりの推進に寄与することを目的とする。

(3) 主たる事務所の所在地（定款第2条）

山口県周南市大字徳山5854番地の41

(4) 組織（平成31年4月1日現在）

理事長 1人（市長）、評議員 5人、理事 7人、監事2人、職員 21人（うち嘱託10人）

(5) 事業年度

毎年4月1日から翌年3月31日まで

(6) 事業（定款第4条）

- ア 文化芸術の鑑賞の機会を提供する事業
- イ 文化芸術の普及、情報提供及びふれあい交流に関する事業
- ウ 地域文化団体と連携し豊かな文化環境の整備に関する事業
- エ 青少年の育成及び造形教育の振興に関する事業
- オ 美術作品、歴史資料の収蔵及び収集並びに調査研究及び展示に関する事業
- カ 地域の美術作品を身近に触れる機会を提供する事業
- キ 文化芸術の拠点施設の管理運営に関する事業
- ク その他この法人の目的を達成するために必要な事業

なお、監査対象である公の施設の概要は、以下のとおりである。

施設名	周南市文化会館	周南市美術博物館	周南市郷土美術資料館
開設年月日	昭和57年11月2日	平成7年9月4日	平成7年8月6日
所在地	周南市大字徳山5854-41	周南市花畠町10-16	周南市大字富田字永源
敷地面積	19,684.25 m <sup>2</sup>	8,595.52 m <sup>2</sup>	—
建物延床面積	11,118.13 m <sup>2</sup>	3,602.52 m <sup>2</sup>	456.2 m <sup>2</sup>
設置目的等	市民の文化の向上及び福祉の増進を図ること。	市民の教育、学術及び文化向上に寄与すること。	地域文化の振興に寄与すること。
運営状況等	音楽、演劇など優れた芸術を鑑賞する場、日頃の文化活動を発表する場、生活文化全般にわたるさまざまな催しの場として運営。	美術、写真、歴史の3部門を持つ専門施設として、企画展覧会、特別展覧会、常設展示室の運営のほか、資料収集、調査研究及び教育、普及事業等を実施。	洋画家尾崎正章資料の研究、保存、公開と地域文化の振興を目的に活動。 美術博物館のノウハウを活かして運営。
事業	○西京コンサート「ロシア・ナショナル管弦楽団」 ○「シャルル・リシャール＝アムラン ピアノリサイタル」 ○「古澤巖 バイオリンの夜 ストラディヴァリウス・サン・ロレンツォを弾く」ほか	○「生誕100年 林忠彦展」 ○「アートマン・アニメーションズ」設立40周年記念 ひつじのショー展 ○「北原照久コレクションノスタルジックなおもちゃ箱」ほか	○尾崎正章常設展「港の風景」ほか ○「生誕100年 林忠彦展『東海道を撮る』」 ○「山本俊明作品展—絵とともに—」ほか
施設の利用状況	利用者数 318,717人 使用料 48,957,320円	(常設展示室) 入館者数 41,475人 観覧料収入 108,680円 (企画展示室) 入館者数 48,406人 観覧料収入 2,283,560円	入館者数 6,223人 観覧料収入 118,520円
指定管理指定期間	平成28年度～令和2年度		
	当初指定 平成18年度	当初指定 平成20年度	

### 3 本市からの財政援助等

#### (1) 出捐

本市は、文化振興財団の設立に際して基本財産2億円を全額出捐している。

#### (2) 公の施設の指定管理

監査対象とした公の施設について、平成30年度は、文化会館指定管理料131,579,000円、美術博物館指定管理料134,861,000円及び郷土美術資料館指定管理料15,491,000円を支出している。

### (3) 補助金

本市は、文化振興財団に対して文化振興財団運営費補助金 22,433,000 円、企画展覧会開催費補助金（美術博物館）2,034,000 円、企画事業費補助金（美術博物館）2,025,000 円、林忠彦賞企画運営費補助金（美術博物館）8,274,000 円を交付している。

なお、これらの補助金については、今年度の行政監査において監査を実施しているため、本監査の監査対象とはしていない。

## 4 監査の結果

監査対象とした文化振興財団の事務及び当該財団に関する主管課の事務のうち、事務改善を要する事項があった。主なものは次のとおりである。

なお、指摘事項の詳細にわたる部分や軽微な事項については、監査結果の講評の際に、文書で指導した。

### (1) 文化振興財団関係

#### ア 公の施設の指定管理について

市から管理を委託された文化会館、美術博物館及び郷土美術資料館の備品について、適正な管理がされていないものがあった。

#### イ 出納その他の事務

(ア) 財務会計規程に定める予算執行について、支出予算整理簿による処理がされていないものがあった。

(イ) 委託料について、検査調書が作成されていないものがあった。

(ウ) 旅費について、給与及び旅費規程において周南市旅費条例の適用を受ける職員の例によるとされているが、同条例の例による算出額と異なる額の旅費が支給されているものがあった。

(エ) 概算払の旅費について、精算されていないものがあった。

### (2) 本市主管課関係

#### ア 公の施設の指定管理について

文化振興財団に管理を委託した文化会館、美術博物館及び郷土美術資料館の備品について、適正な管理がされていないものがあった。